

所得税

所得税は、昨年1年間に得たすべての所得を、あなた自身が所得や税額を計算し納付する、申告納付制度になっています。

正しく計算し、市・県民税と同じく3月15日までに、申告を行ってください。

期限を過ぎて申告されると、本税のほかに加算税や延滞税がかかる場合がありますのでご注意ください。

◎「特別減税」をお忘れなく

平成7年分所得税について、特別減税が実施され、年税額の15%相当額(最高5万円)が納付すべき所得税額から控除されます。

▼申告が必要な人

□一般の人の場合

昨年1年間の各種所得金額の合計額が、所得控除「基礎控除(38万円)、配偶者控除(38万円)、扶養控除(1人あたり38万円)、医療費控除など」の合計額を超える人です。

昨年新しく開業した人や、昨年まで申告義務のなかった人は、もう一度所得を確かめてください。

- ① 商業、工業、医業、農業、漁業などを営んでいる人
- ② 地代、家賃、配当、不動産

の売却などにより所得のあった人

《参考》

平成7年分の所得金額が、次の額を超える人は申告が必要です。

- 独身者の場合 38万円
- 夫婦者の場合 114万円
- 夫婦と子ども1人の場合 152万円
- 夫婦と子ども2人の場合 190万円

(配偶者に収入がなく、子どもが特定扶養親族に該当しない場合)

なお、社会保険料控除、生命保険料や損害保険料控除があれば、さらにこの金額に上積みとなります。

□給与所得者の場合

給与所得者(サラリーマン)

所得税の確定申告の相談日

(土・日曜日は休み)

月 日	時 間	会 場
2月16日(金)	午前9時	長門税務署
3月15日(金)	午後5時	

問い合わせ先 長門税務署 ☎2441

の場合は、特に申告の必要はありませんが、次のような人は、確定申告が必要です。

- ① 給与の年収が2千万円を超える人
- ② 給与以外の所得が20万円を超える人
- ③ 給与を2カ所以上からもらっている人

▼申告に必要なもの

- * 申告書(お送りしている人のみ)
- * 源泉徴収票(給与や公的年金受給者のみ)
- * 控除を受けている人は、各種証明書や領収書など
- * 還付申告の場合は、還付金の振込先口座番号と届出印

◇サラリーマンの還付申告

次のような場合は、申告すれば所得税が還付されることがあります。

- ① マイホームをローンなどで取得した場合
- ② 病气や出産などで多額の医療費を支払った場合
- ③ 火災や風水害、盗難などの被害を受けた場合
- ④ 年の途中で退職し、再就職していない場合

◇パートや内職などの税

□パート収入

パート収入は、通常、給与所得になります。パートの年収が103万円以下ですと所得控除額を差し引いた残額が、基礎控除額(38万円)以下になりますので、所得税はかかりませんし、配偶者控除を受けることもできます。

□内職などの収入

内職などは、収入から必要経費を差し引いた残りが所得となりますが、家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人など、特定の人に対して継続して労務の提供をする人などについては、必要経費として65万円差し引くことができます。

したがって、収入が内職だけの場合で、年収が103万円以下ですと、パートと同様な取り扱いになります。

パート等 の年収	所得税	
	103万円以下	103万円超
所得控除 を受ける	受けられる	受けられない
パート等への 収入所得	かかる	かからない

◇医療費を支払ったときの税

あなたが自分や家族のために多額の医療費を支払ったとき

きは、次の算式によって計算した金額を、医療費控除として所得から差し引くことができます。

医療費の支払額 - 保険金などで補てんされる金額 - 10万円または所得の5%のうちどちらか少ない金額 = 医療費控除額(最高200万円)

医療費とは、①診療費・治療費・薬品代・入院費・療養費・介助料などのうち、その症状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額、②通院費用・医療器具の購入代、補助具の購入費・医師が認めた人のおむつ代などのうち、診療や治療などを受けるために直接必要なものが該当します。

なお、申告期間中は会場が込み合い、長時間お待ちいただくこともありますので、あらかじめ医療機関ごとに集計を済ませておきましょう。

◇マイホームを

取得したときの税

住宅ローン等を利用してマイホームを取得したり、増改築等をしたときは、一定の要件に当てはまれば、住宅取得等特別控除を受けることができます。所得税が軽減されます。

□控除を受ける方法

住宅取得等特別控除を受けるには、確定申告をする必要があります。ただし、サラリーマンの人は1年目に確定申告をする、2年目以降は年末調整で控除が受けられます。

□添付書類

- * 住民票の写
- * 登記簿謄(抄) 本や請負契約書、売買契約書など、家屋の取得年月日・床面積・取得価格を明らかにする書類

* 住宅取得資金にかかる借入金

の年末残高等証明書などが必要ですが、中古住宅や増改築等では別の書類も必要です。税務署または税務相談室でお尋ねください。

電話であれこれ税金相談

タックスアンサーをご利用ください。

あなたの税の相談にコンピュータが音声またはファックスでお答えするシステムです。

オフィスやご家庭の電話で簡単にご利用できます。

「タックスアンサーコード表」で、お聞きになりたいコード番号を確認して、お近くのタックスアンサーへ電話してください。

コード表は税務署、市役所税務課・各出張所に用意してあります。